

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年以降、現行の過疎地域自立促進特別措置法まで、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施されてきたところですが、過疎地域では、少子・高齢化や若年層の流出による人口減少により雇用の消失、地域活動の担い手不足、地域医療の衰退、農林水産業の低迷など集落消滅の危機に瀕しており、依然として極めて深刻な状況にあります。

本市は、法第33条第2項に規定するいわゆる「一部過疎地域」の適用を受け、市内の過疎地域において、過疎対策事業債を活用した生活環境の整備や産業の振興などの事業を行ってきたところですが、本年4月5日付で公表された過疎問題懇談会の中間的整理には、「過疎対策においても、集落単位の視点だけではなく、近隣市町村との連携の視点を持ってさまざまな分野の課題解決を図っていくことが重要」と記載されました。

本市では、これまでも森林基幹道の整備に過疎対策事業債を活用することで、隣接する過疎自治体との連携による活性化を図ってきたほか、8県11市の23構成資産からなる「明治日本の産業革命遺産」や、2県6市2町の12構成資産からなる「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」という2つの世界遺産について、過疎地域にある構成資産の整備保全に過疎対策事業債を活用し、過疎地域への交流人口の増加と地域消費の拡大により、地域の活性化を図っているところです。

このような状況の中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することになりますが、現行法が目指す地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成のためには、「一部過疎地域」においても従前にも増した総合的な過疎対策が不可欠であります。

よって、過疎地域の自立促進に向けての計画的、効果的な事業の実施のため、下記制度を盛り込んだ新たな制度を創設するよう強く要望します。

記

- 1 現行法の期限終了後も、従前以上に過疎地域の振興が図られるような新たな過疎法を制定すること
- 2 新たな過疎法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること
- 3 新たな過疎法においても、現行法第33条第2項の規定によるいわゆる「一部過疎」の制度についても引き続き設けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月11日

長 崎 市 議 会